

福津市公式ホームページ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福津市広告掲載要綱(平成 20 年福津市告示第 18 号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、インターネット上に公開している福津市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載する広告の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類はバナー広告とする。

(掲載基準)

第3条 市ホームページに掲載するバナー広告のほか当該バナー広告とリンクするホームページの最初のページ内容についてもこの基準を適用する。

2 要綱第3条の規定に基づき、別表第1に掲げる事項のいずれかに該当するバナー広告は掲載しない。

(掲載の順位)

第4条 掲載するバナー広告の順位は、次の各号の順位とする。なお、同順位のものがある場合は、抽選により決定する。

(1)掲載希望したが、掲載できず待機となっているもの。

(2)通年で広告掲載を希望するもの。

(3)掲載希望期間が長いもの

(バナー数及び位置)

第5条 バナー数及び位置は、掲載するページのデザイン等を考慮し、市ホームページを所管する課長が決定する。

(広告募集方法の決定)

第6条 広告は、次の各号のいずれかの方法により募集する。ただし他に方法がある場合はこの限りでない。

(1)広告代理店を通して広告主を募集する方法

(2)広告主等を公募により直接募集する方法

(募集方法)

第7条 前6条による募集は、要綱第4条の規定に基づき公募により行う。ただし、前6条(1)により行う場合はこの限りでない。

2 前項の公募は、市ホームページ等にて周知することにより行うものとする

(規格及び掲載料)

第8条 掲載規格及び掲載料金は、別表第2のとおりとする。

(バナーデータの作成等)

第9条 バナーデータは、市ホームページに広告の掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)の負担で作成し、市が指定する期限までに、電子データで提出するものとする。

2 バナーデータを作成するにあたっては、申込者は広告のデザインに関し、必要があれば事前に市と協議しなければならない。

(掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、月の1日から最終日までの1カ月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12カ月とする。

2 掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖した日数に応じて、掲載期間を延長す

るものとする。

(掲載の申込)

第11条 広告主が、直接申し込む場合は広告掲載申込書(様式第1号-1)、広告代理店を通して申し込む場合は広告代理店用広告掲載申込書(様式第1号-2)にそれぞれ広告の原稿案を添付して市長に提出しなければならない。

2 広報に広告の掲載をしようとする広告主又は代理店(以下「申込者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の申し込みをすることができない。

(1)法律行為を行う能力を有していない場合

(2)破産者であって復権を得ない場合

(3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されている場合

(4)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である場合

(5)暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制のもとにある場合

(6)市税を滞納している場合

(7)前各号に掲げるもののほか、市長が応募資格に該当しないと認める場合

3 同一の広告主が掲載できるバナー広告は、1ページあたり1カ月に1枠とする。

(掲載の決定等)

第12条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、当該申し込みの内容を審査した上で掲載の可否を決定し、広告掲載決定・否掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知する。

2 市長は、広告案を審査した上で必要があると認めたときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告事業者の申出による広告の変更)

第13条 広告主は、2カ月以上継続して広告掲載するときは、広告画像の変更を求めることができる。

2 広告主が変更しようとする場合には、変更申込(届出)書(様式第3号)で申し出なければならない。

(掲載料の納入)

第14条 前12条の規定により広告掲載の決定を受けた広告主等は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市の発行する納付書等により納入するものとする。

(広告主の責任等)

第15条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対し保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(掲載決定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1)広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき

(2)原稿を指定期日までに納入しなかったとき

(3)掲載決定を行った後の事情変更等により、広告主等が第11条第2項各号のいずれかに該当する場合とな

ったとき

(4)前12条第2項の規定により広告内容の修正を広告主等が行わないとき

(5)広告内容等が、各種法令、要綱又はこの基準等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前12条第2項の規定によっても解消できないとき

(6)その他掲載決定の取り消しが必要であると市長が認めるとき

(掲載料の還付)

第17条 広告主等の責めに帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主等に返還する。

(所管)

第18条 この基準に関する庶務は、総務部広報秘書課が所管する。

(補則)

第19条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成21年2月7日から施行する。

この基準は、令和7年3月7日から施行する。

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

項 目	例 示
法令等に違反するもの	・ 個別法により表現内容等に禁止事項があるもの(医療法(昭和23年法律第205号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)) ・ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)による誇大広告の規制に反するもの
市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの	・ 人権侵害・差別・名誉毀損のおそれがあるもの ・ 過剰な利潤追求を行うもの(マルチ商法・キャッチ商法) ・ 貸金業などで公共性のないもの(サラ金・無届の金融業者) ・ 特定の者を対象としたもの(会員への通知・尋ね人) ・ 個人の調査を行うもの(探偵事務所、興信所) ・ 市が推奨しているように誤解を受けやすいもの
青少年の健全な育成を推進する観点から不適切なもの	・ 暴力や犯罪を肯定し、助長するようなもの ・ 風営法第2条に掲げる業種に関係するもの ・ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
消費者の被害を防止する観点から不適当なもの	・ 誇大な表現や根拠のない表現をするもの ・ 射幸心を著しくあおる表現をするもの ・ 法令等で認められていない業種・商法・商品に関するもの(マルチ商法・キャッチ商法)

	・ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの ・ 国・県・市・その他公共の機関が推奨・保証・指定等をしているように誤解を受けやすいもの
政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの	・ 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に抵触する恐れのあるもの ・ 政党等の講演会等に関するもの ・ 主義主張により市、個人、団体を誹謗中傷するもの ・ 宗教活動に関するもの(布教活動案内・募金)
公の秩序又は善良の風俗に反するもの	・ 賭博に関するもの ・ 個人や他企業等を誹謗中傷するもの ・ 過激な表現やいかがわしいもの
個人又は団体等についての主義主張	・ 名刺広告 ・ 社会問題についての主義主張
美観風致を害するおそれがあるもの	・ 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があり、不快感をを起こさせるもの
公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの	・ 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの ・ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 ・ セクシャル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長するもの
その他、広告物として掲載することが不適当であるもの	・ 氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの ・ 社会問題を起こしている業種や事業者にかかるもの ・ 責任の所在が不明確なもの ・ 内容が不明確なもの ・ 委員会で審査の結果、掲載不適切とされたもの

別表第2

広告の位置・規格等	料金(税込)
(1)大きさ 縦 [98]ピクセル以内 横 [330]ピクセル以内 (2)形式 [GIF又はJPEG(アニメーションは不可)] (3)容量 [10]KB以下 (4)掲載期間 1カ月単位	・市公式トップページ(1枠1カ月につき) 10,000円 ・上記以外のトップページ(1枠1カ月につき) 5,000円

※上記料金は、市が直接広告主を公募する場合に適用する金額であって、市が広告代理店に広告主の募集業務を委託する場合には適用しない